

第11回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館会議室(2階)

<株主の皆さまへお知らせ>

本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、株主懇談会において飲食物はご用意いたしておりません。また、ご来場の株主の皆さまへお渡ししておりましたお土産につきましてもご用意いたしておりません。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6617/>



Provided by TAKARA Printing

目次

■ 第11回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の取消しの件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	64
■ 監査報告書	76
■ 第11回定時株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 東光高岳

証券コード：6617

(証券コード 6617)
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株 式 会 社 東 光 高 岳
代表取締役社長 一ノ瀬 貴士

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

①当社ウェブサイト

<https://www.ttkk.co.jp/ir/stockinfo/notification/>

②東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧下さい。

③ネットで招集

<https://s.srdb.jp/6617/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3ページから4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 学士会館会議室(2階)
3. 目的事項 報告事項	第11期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の取消しの件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

以上

（お願い）

◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

◎株主さまへご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、ご送付している書面からは法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 (3) 連結計算書類の連結注記表

(4) 計算書類の株主資本等変動計算書 (5) 計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://www.web54.net>

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

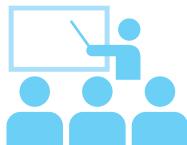


- 1 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）

なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://www.web54.net>

▶ インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の
ご照会

 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、安定的な配当の実施が株主各位のご期待に応える基本と認識しており、財務体質の強化など経営基盤の安定確保に努めながら、継続的な配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は405,401,025円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

- (注) 1. 会社法第453条に基づき、配当金総額は、発行済株式総数から自己株式60,264株を除いて算出しております。
2. 年間配当金は、中間配当金1株につき30円と合わせ1株につき55円、配当金総額は中間配当金総額486,491,310円と合わせ891,892,335円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

（五十音順）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 一ノ瀬 貴 士 いちのせ たか し	代表取締役社長 CKO（改革・カイゼン領域）
2	再任 植 村 明 うえ むら あきら	社外 独立 取締役
3	再任 金 子 禎 則 かね こ よし のり	社外 取締役
4	再任 三 島 康 博 み しま やす ひろ	社外 独立 取締役
5	再任 水 本 州 彦 みず もと くに ひこ	取締役常務執行役員 CTO(技術領域)、CQO(品質領域) サプライチェーン改革、品質統括部、 資材統括部 担当
6	新任 森 下 義 人 もり した よし ひと	社外
7	再任 若 山 達 也 わか やま たつ や	取締役常務執行役員 CHRO(人財・基盤領域) 生産拠点再編、内部監査部、法務部、 総務部、労務人事部 担当



1

いちのせ たかし
一ノ瀬 貴士

(1962年9月27日生)

再任

■ 略歴及び地位

2011年 9 月 東京電力株式会社東京支店渋谷支社長
 2014年 6 月 東電タウンプランニング株式会社代表取締役社長（東京電力株式会社より出向）
 2017年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社内部監査室長
 2018年 4 月 同社執行役員内部監査室長
 2019年 4 月 同社執行役員稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長
 2021年 4 月 当社常務執行役員
 2021年 6 月 当社代表取締役社長（現在に至る）
 東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長

■ 当社における担当

CKO（改革・カイゼン領域）

■ 所有する当社普通株式の数
300株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
3,000株

■ 取締役候補者とした理由

一ノ瀬貴士氏は、東電タウンプランニング株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しており、また、東京電力ホールディングス株式会社の執行役員を歴任するなど、電力業界に関する高い専門性を有することから、強いリーダーシップで「東光高岳グループ2030VISION & 2023中期経営計画」を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



2

うえむら あきら
植村 明

(1954年9月19日生)

再任 社外 独立

■ 略歴及び地位

2008年 4 月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ）執行役員産業システム事業部長
 2009年 4 月 同社執行役員通信・産業システム事業部長
 2010年 4 月 日本証券テクノロジー株式会社副社長執行役員
 2010年 5 月 同社代表取締役社長
 2019年 6 月 同社顧問
 2020年 6 月 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
300株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植村明氏は、日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

**3****金子 禎則**

(1963年5月17日生)

再任 社外**■ 略歴及び地位**

2011年10月 東京電力株式会社埼玉支店設備部長
 2013年7月 同社多摩支店武蔵野支社長
 2015年7月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室
 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長
 2016年6月 同社取締役副社長 経営改革担当
 2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社取締役指名委員会委員
 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現在に至る）
 当社取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社普通株式の数
200株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金子禎則氏は、東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

**4****三島 康博**

(1950年10月11日生)

再任 社外 独立**■ 略歴及び地位**

1999年1月 トヨタ自動車株式会社堤工場成形部部長
 2002年1月 タイ国トヨタ自動車株式会社上級副社長
 2009年5月 フタバ産業株式会社常勤顧問
 2009年6月 同社代表取締役社長
 2016年6月 同社顧問
 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
2,600株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三島康博氏は、フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、海外における事業展開も含めた製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。



5 みずもとくにひこ 水本 州彦 (1961年11月22日生)

再任

■ 略歴及び地位

1986年 4月 東光電気株式会社入社
 2013年 6月 同社理事環境ソリューション事業本部長兼経営統合準備室
 2014年 4月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部副本部長
 2015年 6月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部長
 2017年 6月 当社常務執行役員エネルギーソリューション事業本部長
 2018年 6月 当社取締役常務執行役員電力機器事業本部長
 2020年 6月 当社常務執行役員電力機器事業本部長
 2021年 6月 当社常務執行役員電力プラント事業本部長
 2022年 6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)

■ 所有する当社普通株式の数
1,014株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
5,700株

■ 当社における担当

CTO(技術領域)、CQO(品質領域)
 サプライチェーン改革、品質統括部、資材統括部 担当

■ 取締役候補者とした理由

水本州彦氏は、長きにわたりエネルギーソリューション事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



6 もりしたよしひと 森下 義人 (1962年3月14日生)

新任 社外

■ 略歴及び地位

2015年 6月 東京電力株式会社経理部長
 2015年 7月 同社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー
 2016年 4月 東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役経理・社債等担当兼経営企画ユニット
 経理室
 2017年 6月 東京電力ホールディングス株式会社常務執行役
 東京電力フェUEL&パワー株式会社取締役 (非常勤)
 東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (非常勤)
 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (非常勤)
 2019年 4月 東京電力ホールディングス株式会社社参与
 2019年 6月 同社取締役監査委員会委員
 2023年 4月 同社参与 (現在に至る)

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森下義人氏は、東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員を歴任するなど、電力業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。



7 わか やま たつ や 若山 達也 (1961年8月25日生)

再任

■ 略歴及び地位

1986年 4月	株式会社高岳製作所入社
2014年 4月	当社九州支社長兼同社会インフラ営業グループマネージャー
2015年 6月	当社中部支社長
2017年 6月	当社経営企画部長
2018年 6月	当社執行役員経営企画部長
2020年 6月	当社常務執行役員経営企画部長
2021年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画部長
2022年 6月	当社取締役常務執行役員 (現在に至る)

■ 所有する当社普通株式の数
4,783株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
4,300株

■ 当社における担当

CHRO(人財・基盤領域)
生産拠点再編、内部監査部、法務部、総務部、労務人事部 担当

■ 取締役候補者とした理由

若山達也氏は、支社長としての第一線の営業現場での経験に加え、経営企画部門の分野に精通した豊富な経験・幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 一ノ瀬貴士氏は、当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間に機器販売等の取引関係があります。
2. 社外取締役候補者 金子禎則氏は、2016年4月から現在まで当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者(現在は代表取締役社長)であり、当社は同社との間に電力設備・機器販売等の取引関係があります。また、同氏は、過去に当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の非業務執行取締役であったことがあります。
3. 注記1と2以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者 森下義人氏は、過去に当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者または非業務執行取締役であったことがあります。
5. 社外取締役候補者 植村明及び三島康博の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
6. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等を除く。)と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
なお、社外取締役候補者 植村明、金子禎則、三島康博の3氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案通り各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続し、社外取締役候補者 森下義人氏につきましても、原案通り選任された場合は同内容の契約を締結する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の締結
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、原案通り各氏の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。
当該保険契約の概要等は事業報告35ページをご参照下さい。
8. 植村明、金子禎則、三島康博の3氏が社外取締役として在任中である2022年度中に当社の変成器類の一部製品における不適切事案が判明しました。3氏は、当該事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、リスク対策本部が行った事実確認調査やお客さま対応に関する適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質・コンプライアンス面におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の取消しの件

2022年6月29日開催の第10回定時株主総会において補欠の監査等委員に選任されました武谷典昭氏について、当該選任に係る決議が効力を有する期間は、当社定款第20条の定めにより、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2024年開催の第12回定時株主総会）の開始の時までとなりますが、同氏より本総会開始の時をもって補欠の監査等委員を辞退したい旨の申出がありましたので、同氏の選任の取消しをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。



もりした よしひと
森下 義人 (1962年3月14日生)

社外

■ 略歴及び地位

2015年6月	東京電力株式会社経理部長
2015年7月	同社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー
2016年4月	東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役経理・社債等担当兼経営企画ユニット経理室
2017年6月	東京電力ホールディングス株式会社常務執行役 東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（非常勤） 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤） 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤）
2019年4月	東京電力ホールディングス株式会社参与
2019年6月	同社取締役監査委員会委員
2023年4月	同社参与（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森下義人氏は、東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員を歴任するなど、企業経営・監査全般に関する経験と豊富な知見を有するとともに、同社の経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監査・監督を行っていただくことが期待されるため、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠社外取締役候補者 森下義人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森下義人氏は、過去に当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者または非業務執行取締役であったことがあります。
3. 森下義人氏は、第2号議案が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
森下義人氏は、第2号議案が原案通り選任された場合は上記内容の契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の締結
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、第2号議案が原案通り承認された場合、森下義人氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。
当該保険契約の概要等は事業報告35ページをご参照下さい。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と監査等委員である取締役の専門性と経験は、次の通りであります。

氏名	企業経営	人事	財務	IT・デジタル	製造・技術・研究 開発・品質保証	投資・M & A	営業・マーケティング	グローバル経営	法務
一ノ瀬 貴士	○	○							
若山 達也	○	○					○		
水本 州彦	○				○	○			
金子 禎則	○							○	
森下 義人	○		○			○			
三島 康博	○				○			○	
植村 明	○			○					
黒澤 義則	○	○			○			○	
高田 裕一郎	○		○						
和田 希志子	○								○

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

（1）提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月26日開催の第5回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました。その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い2020年6月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下断りがない限り、同じとする。）に対する本制度に係る報酬等の額について改めてご承認をいただき、また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い2021年6月28日開催の第9回定時株主総会において、取締役に対する本制度に係る株式数（ポイント数）の上限を定める報酬枠を設定する旨のご承認をいただき（以下、第9回定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っております。

今般、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆さまとの価値共有を一層進めることを目的に、本制度を見直すことといたしました。具体的には、上記目的に鑑み、1事業年度当たりのポイント数の上限を見直すことと、これにあわせ、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額の上限を設けず、本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法を定めることとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年6月29日開催の第8回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額180百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記（2）の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名となります。

なお、本議案に関し、監査等委員会から、本制度の目的、内容等を踏まえ、本制度の見直しは妥当であるとの意見表明を受けております。

（2）本制度における報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

（下線部が主な変更箇所を示します。）

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等（注1）の退任時に当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

（注1）取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及びエグゼクティブ・フェローを意味するものとします。以下同じとします。

① 本制度の対象者	<p>取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及びエグゼクティブ・フェロー。（注2）</p> <p>（注2）2023年6月29日開催の取締役会において、エグゼクティブ・フェローを本制度の対象者に追加することを付議いたします。</p>
② 信託金額	<p>本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要となる資金。（注3）（注4）</p> <p>（注3）当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（執行役員分を合わせた合計額180百万円）を拠出し、取締役等を退任した者のうち一定の要件を満たす者を受益者として本信託を設定しております。本信託は、当社が拠出した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式95,700株を取得しております。</p> <p>（注4）今後、追加拠出を行う場合、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。</p>
③ 給付される当社株式等の数の上限	<p>各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与。付与されたポイントは、⑤の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。（注5）</p> <p>なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は18,000ポイント（執行役員及びエグゼクティブ・フェロー分を合わせた合計は43,000ポイント）を上限とする。（注6）</p> <p>（注5）本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について、合理的な調整を行います。</p> <p>（注6）取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（執行役員及びエグゼクティブ・フェロー分を合わせた合計で43,000株）の発行済株式総数（2023年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.27%です。</p>
④ 当社株式の取得方法及び取得株式数	<p>②により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。（注7）</p> <p>なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は取締役分として、1事業年度当たり18,000ポイント（執行役員及びエグゼクティブ・フェロー分を合わせた合計は43,000ポイント）であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は取締役分として、54,000株（執行役員及びエグゼクティブ・フェロー分を合わせた合計は129,000株）となる。</p> <p>（注7）本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。</p>
⑤ 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法	<p>取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記③により算定される当社株式を本信託から給付。（注8）</p>

<p>⑤ 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法</p>	<p>(注8)役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式を退任日時点での時価で換算した金額相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。</p> <p>また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。</p> <p>取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。</p>
<p>⑥ 配当の取扱い</p>	<p>本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。</p>

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要（2023年6月29日以降）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬については、業績連動報酬以外の報酬である金銭固定報酬と業績連動報酬である金銭変動報酬、株式報酬の3つより構成されております。また、社外取締役の報酬については金銭固定報酬となっております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の金銭報酬については、各地位群（会長、社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎に金銭基準報酬額を定めており、この金銭基準報酬額の約65%を最低保証額とする金銭固定報酬としております。また、社外取締役の金銭固定報酬については職責に応じて決定しております。

金銭基準報酬額の金銭固定報酬以外の約35%の変動部分を金銭変動報酬とし、各事業年度における計画の着実な達成、収益の拡大といった短期インセンティブとなることを目的として、全社業績及び個人業績の結果に応じて増減させる仕組みとしております。

全社業績部分については、当初計画及び前年度に対する連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の増減に応じて算出しております。

個人業績部分については、取締役各個人が設定した業績目標に対する業績評定に基づき算出しております。株式報酬については、持続的成長、企業価値向上といった中長期のインセンティブとすることや株主との利益意識の共有を目的として支給しております。

当社の株式報酬制度は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が給付される制度であり、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位毎（取締役会長、取締役社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）に定められた役位ポイントに、対当初計画・対前年比業績指標により算出される係数を乗じて算出されるポイント数を付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

報酬構成割合は、取締役会長・取締役社長については、金銭固定報酬55%：金銭変動報酬30%：株式報酬15%、取締役専務執行役員・取締役常務執行役員については、金銭固定報酬60%：金銭変動報酬30%：株式報酬10%を目安とします。なお、構成割合は業績等の状況に応じて変動いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、昨年2022年10月1日をもちまして、前身会社である高岳製作所と東光電気の2社での共同持株会社（旧：東光高岳ホールディングス）設立による経営統合から10周年を迎えました。

これを記念し、昨年2022年12月6～7日に「2022東光高岳10th Anniversary ソリューションフェア～総合エネルギー事業プロバイダーを目指して～」を開催しました。会場へは多数の方々にご来場いただき、盛況を取めることができましたことを心より感謝申し上げます。

この節目の年を迎え、これからの10年を2030VISIONを実現し、GX（GX：Green Transformation）をリードする「総合エネルギー事業プロバイダー」への飛躍期と位置付け、今後の持続的成長に向けて前進してまいります。

2023年5月16日に当社の変成器類（計器用変圧変流器、計器用変圧器、変流器）の一部製品における不適切事案について公表いたしました。お客さまや当社株主の皆さまをはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今後このような事態を再び起こすことのないよう、コンプライアンス体制の一層の強化を図り、再発防止及び信頼の回復に努めてまいります。

なお、本件の詳細につきましては、(4) 対処すべき課題に記載いたしております。

次に、当社グループを取り巻く状況ですが、最大取引先である電力業界においては、ウクライナ情勢と円安進行による燃料価格・電力市場価格の高騰や電力需給の不安定性の顕在化に加え、カーボンニュートラルの実現、地域社会の防災・レジリエンス強化への要請など、事業環境が大きく変化するとともに一層厳しくなっており、生産性向上と徹底的なコスト削減が各社で進められております。一方、脱炭素社会の実現に向けては、日本政府が2050年カーボンニュートラル宣言をしたことにより、国内では再生可能エネルギーを含めた分散型エネルギー関連設備の更なる普及や、電気自動車向け急速充電器需要が立ち上がりつつあります。

当社グループは、2021年4月に「2030VISION&2023中期経営計画」を策定し、「コア事業の深化・変革」、「事業基盤の構造転換」、「2030将来像開拓への挑戦」の3つの基本方針のもと、既存事業の変革と新規事業の開拓を同時に行う両利きの経営をスタートさせております。

この2030VISIONで掲げた「総合エネルギー事業プロバイダー」に向けた取り組みの一

環として、昨年2022年6月29日に組織改正を行い、GXソリューション事業本部を設置いたしました。

このGXソリューション事業本部は、カーボンニュートラルの実現に向けた経済社会システム全体のGXに貢献するサービスやソリューションの提供を機動的かつ全体最適で行うため、これまで分かれていたGX関連の事業を一元化した組織体制としました。

具体的には従来のエネルギーソリューション事業本部、イノベーション推進部及びEVインフラ推進プロジェクト、PPP/PFI推進プロジェクトを統合し、シナジー発揮を促進すると共に、多様なお客さまニーズへ最適な提案を進めてまいります。

本組織改正に伴い、第2四半期連結会計期間より開示セグメントを変更しました。変更内容は、従来のエネルギーソリューションをGXソリューションに名称変更し、当セグメントに前述のGXソリューション事業に加えて、情報機器事業を含めました。本変更実施後の当社開示セグメントは、電力機器、計量、GXソリューション、光応用検査機器、その他の5セグメントとなりました。

また、激変する経営環境の中で2030VISIONを達成するためには、両利き経営を推進できる人財が不可欠であり、既存事業を磨きこみ・深化させる人財、新規領域で新たな付加価値を創造し稼ぐことができる人財の双方を、これまでよりも体系立て、効果・効率的、迅速に育成することが必要と考えています。このため、人的資本を高めて有効活用し、企業価値を向上させることを目的に、「社員の成長意欲を向上させる」、「業界トップの人財を育てる」ことを推進する組織として「人財育成センター」を2023年6月29日付けで設置することを決定し、準備を進めています。

当連結会計年度の業績につきましては、一部製品において半導体を始めとして部品調達の長納期化による販売機会の逸失や、資材価格の高騰の影響を強く受けましたが、部品先行手配、代替品・市用品の探索、売価の適正化等により影響の極小化に取り組んでまいりました。その結果、売上高につきましては、海外工事物件等が減少したものの、計量事業全般、三次元検査装置、断路器、配電機器等の増加により、97,752百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

利益面では、上記各事業の売上高が増加したことやDXによる既存事業の収益性向上、調達改革によるコストダウン、カイゼン活動の磨きこみによる生産性向上の成果等により、営業利益4,847百万円（前年同期比4.8%増）、経常利益4,704百万円（前年同期比12.8%増）と増益となりましたが、前年同期は多額の特別利益の計上があったため、親会社株主に帰属する当期純利益は2,919百万円（前年同期比11.0%減）と減益になりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

【電力機器事業】

当事業は、主に受変電・配電用機器、監視制御システム・制御機器等の製造販売及び据付工事を行っております。

当事業の業績は、断路器、配電機器等が増加したものの、電力会社向けのプラント物件や海外工事物件等の減少により、セグメント全体の売上高は56,944百万円（前年同期比1.2%減）と減少し、セグメント利益につきましても5,214百万円（前年同期比17.9%減）と減益になりました。

【計量事業】

当事業は、主に変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等を行っております。

当事業の業績は、検定代弁等が減少したものの、変成器やスマートメーター等の増加により、セグメント全体の売上高は27,953百万円（前年同期比15.3%増）と増加し、セグメント利益につきましても2,337百万円（前年同期比35.8%増）と増益となりました。

【GXソリューション事業】

当事業は、主にエネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、組込みソフトウェア、シンククライアントシステム等の製造販売、スマートグリッド事業、PPP/PFI事業等を行っております。

当事業の業績は、電気自動車向け急速充電器の引き合いを多数受けたものの部品調達の長納期化の影響により販売台数は前期並みに留まりましたが、システム・インフラソリューション事業やエネルギー・マネジメント・システム（EMS）等が増加したことにより、セグメント全体の売上高は7,711百万円（前年同期比12.7%増）と増加し、セグメント損失につきましても207百万円（前年同期はセグメント損失284百万円）と赤字幅が縮小しました。なお、セグメントの変更により、前年同期につきましても変更後のセグメントに組み替えて比較しております。

【光応用検査機器事業】

当事業は、主に三次元検査装置等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、半導体の需要増に伴い三次元検査装置の売上が増加し、セグメント全体の売上高は4,150百万円（前年同期比94.0%増）と増加し、セグメント利益につきましても1,496百万円（前年同期比210.4%増）と大幅な増益となりました。

【その他の事業】

その他の事業として、賃貸ビル等の不動産賃貸事業等を行っております。

その他の事業の業績は、不動産賃貸収入の減少により、セグメント全体の売上高は992百万円（前年同期比5.0%減）と減少し、セグメント利益につきましても667百万円（前年同期比5.8%減）と減益となりました。

(2) 設備投資の状況

基幹系システムのハード更新や配電システム関係の現場移設等により、全体で2,117百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金及び投資に関する資金を金融機関からの借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「お客さまと共に新たな価値を創造します」、「ものづくりを究めます」、「限りない変革への挑戦を続けます」を企業理念とし、お客さまの信頼と、技術への情熱を大切に、新たな可能性に挑み続ける企業づくりを目指しております。電力ネットワークをトータルにサポートする企業として、これまでの電力ネットワーク機器・計量関連機器等のモノ売りに加え、エネルギー利用の高度化・多様化やカーボンニュートラル社会の実現に資するソリューションを提供するコト売りにも注力し、「サステナブル社会」に貢献してまいります。

②対処すべき課題

<1>変成器類の一部製品における不適切事案について

2023年5月16日に公表いたしました通り、当社の変成器類（計器用変圧変流器、計器用変圧器、変流器）に含まれる一部製品（以下「当該製品」という。）について、一部のお客さまに提出した形式試験成績書に関し、1）お客さまの了承を得ることなく、形式試験の一部試験項目について検証器〔形式試験を行うために製造するテスト用の器械〕による試験を実施せずに(i)類似の製品について過去に実施した試験結果の流用、(ii)設計部門から提供された計算値、解析値等の使用、(iii)規格やお客さまの個別の要求仕様で規定されている条件と異なる試験条件下で実施した試験結果の使用を行い、更には、2）形式試験成績書における試験内容（検証器の台数や製造番号、試験日時、試験条件等）について事実と異なる記載を行うといった不適切な形式試験成績書を作成した事案（以下「本事案」という。）が認められました。

2023年5月16日の公表日時時点で判明している不適切に作成された形式試験成績書は、約170形式・約350通であり、国内外のお客さま約40社に対して提出しております。

なお、本事案発覚後、当該製品について形式試験成績書の不正作成は一切行っておりません。

また、これに関連し、(a) 海外に所在する当社子会社の工場において製造・試験し、一度日本に輸入して当社蓮田事業所で外観検査・銘板取付・試験結果の確認と出荷試験成績書の作成をした後に国外のお客さまに納品していた計器用変圧器について「日本製」と表示して出荷していた事案と、(b) 計器用変圧器の一部製品について、製品完成前で出荷試験を実施していないにもかかわらず、販売店からの要求に基づき出荷試験成績書を不正に作出し、提出した事案（製品完成後に適正に出荷試験を実施し出荷試験成績書を再提出）、の二つの不適切な事案（以下「関連事案」という。）が認められました。

なお、これらの関連事案発覚後、速やかに是正策を講じています。

これまでに出荷した当該製品については、一部の項目について形式試験を実施していないものの、(i)既に形式試験を実施済みである製品と同一形式のバリエーション製品であること、(ii)品質上の問題は生じないとの技術的判断の下で、前記1)の方法で形式試験成績書を作成していること、(iii)個々の製品の出荷に際しては、実際に出荷試験を実施していることなどから、当該製品自体の品質及び安全性の問題を惹起することはないと考えておりますが、引き続き、調査を進めてまいります。

また、お客さまに対し、現時点で判明している事実関係と納入した製品の品質及び安全性についてのご説明、並びに今後の対応方法の協議を開始しており、今後も誠実に対応を進めてまいります。

当社は、2021年以後、品質コンプライアンス体制の更なる強化のため、「QMS(品質マネジメントシステム)の再構築」、「人財育成の強化」、「コミュニケーションの充実」及び「意識・風土改革」の4つの改革を進めております。

本事案の発覚のきっかけとなった関連事案は、かかる取り組みの最中に当社職員からの内部通報により発覚した事案であることから、意識改革が進行しつつあるとも捉えておりますが、背景も含めた徹底的な真因の究明を進めるとともに、現在の改革施策の有効性を改めて評価し、必要な追加対策を講じてまいります。

また、当社は、2022年5月24日に当社製品の品質に係る総点検調査が完了したとして結果をお知らせいたしましたが、この調査の中で本事案を発見できなかったことを真摯に受け止めています。このため、見落としの原因を分析した上で調査方法を再検討し、変成器類以外の全製品を対象として改めて品質に係る総点検調査を実施してまいります。

お客さまや当社株主の皆さまをはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。再発防止及び信頼回復に向け、上記の取り組みを全力で進めてまいります。

＜2＞総合エネルギー事業プロバイダーに向けて

脱炭素化、分散化、デジタル化など電力エネルギー事業を取り巻く環境が急速に変化する中、カーボンニュートラル実現への意識の高まりを受けて、再生可能エネルギー利用や電気自動車が急速に普及しております。また、自然災害の激甚化に伴う防災、電力供給のレジリエンスに関する社会的ニーズは一層高まっております。

当社グループは2021年4月にこれらの環境変化に対応していくため「2030VISION&2023中期経営計画」を策定いたしました。コア事業の徹底的な磨き込みと構造改革による変革と、6つの新領域の事業分野の開拓の両利きの経営により、総合エネルギー事業プロバイダーを目指した取り組みに注力しております。

この両利きの経営を加速するため、次の諸課題への対応を進めております。

- I コア事業の構造改革として、選択と集中、サプライチェーン改革、アライアンス、生産拠点の再編等の諸課題を一体的に推進する「コア事業構造改革委員会」の設置
- II カーボンニュートラルやGXに貢献するサービスやソリューションの提供を機動的かつ全体最適で行うため、「GXソリューション事業本部」を新設し、6つの新事業領域の中でGX関連の事業を一体的に推進
- III 両利きの経営を推進する人財の育成を強化するため、本年6月に「人財育成センター」を設置すべく準備を推進
- IV お客さまや社会からの信頼のベースとなる製品・サービスの「品質向上」施策を一層強化
- V 社員自らの手で、安全・品質第一、お客さま志向で常に挑戦し続ける企業文化への変革を実行するための「経営改革タスクフォース」の活動を推進

■コア事業構造改革委員会の設置

激しい競争市場にある当社の既存コア事業は、現状の少量多品種の事業構造からの脱却が不可欠であり、限られたリソース（ヒト・カネ）を最適活用し、集中領域での競争力強化によるシェア拡大を図っていかねばなりません。

当社は、事業と技術の「選択と集中」を加速し、選択した領域でシェアNO.1となることを目指し、既存コア事業の構造改革（選択と集中， サプライチェーン改革， アライアンス推進）の方針策定のため、社長を責任者とする「コア事業構造改革委員会」を組成しました。

全体方針を定める本委員会とテーマ別にワーキンググループを設置して具体的な検討に着手しました。

2030VISIONにおけるコア事業1,000億円の経営基盤の強化に向けて、事業と技術の「選択と集中」を加速していきます。



■GXソリューション事業本部の設置

当社は、総合エネルギープロバイダーとして、カーボンニュートラルの実現に向けた経済社会システム全体のGX変革（GX：Green Transformation）に寄与できるモノ（製品）からコト（サービス、ソリューション）への提案を可能とする組織体制とするため、エネルギーソリューション事業本部、イノベーション推進部及び社長直轄プロジェクトであるEVインフラ推進プロジェクト、PPP/PFI推進プロジェクトに分かれていた各事業を統合し、2022年6月末にGXソリューション事業本部を設置いたしました。

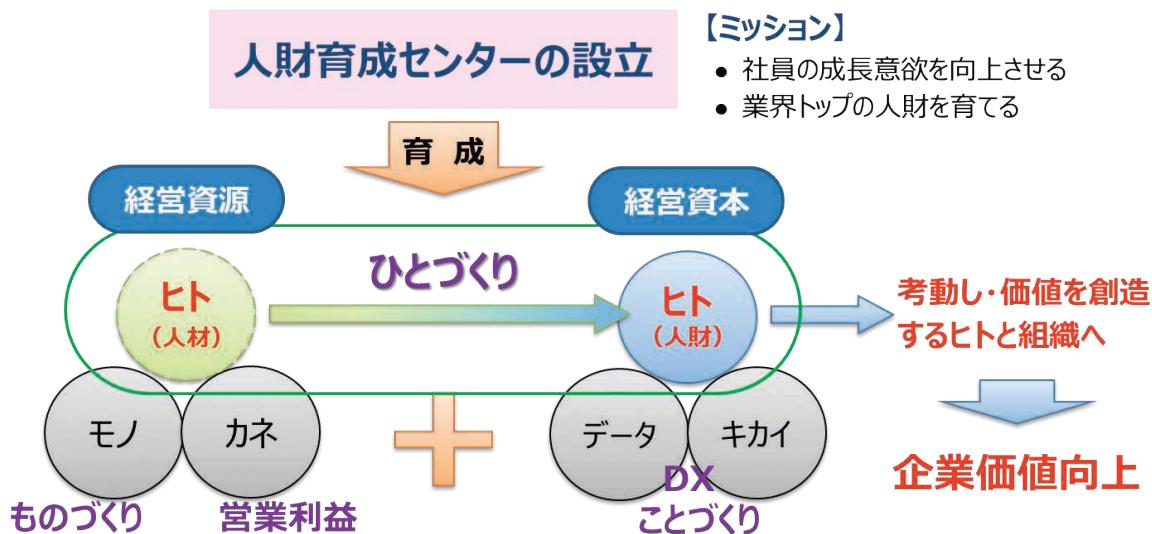
GXソリューション事業本部は、技術営業・ソリューション営業の体制を強化し、お客さまのニーズやマーケットの動向に応じた重ね合わせ、組み合わせによる多種多様なGXソリューションをご提案してまいります。具体的には、今後増大することが予想される地域の再エネ電源による地産地消、エリアBCP確保、余剰電力の有効活用等のニーズに応じて太陽光発電（PV）、EV、蓄電池、P2G等を統合制御するグリッドEMSソリューションや、EV急速充電器のラインナップ充実やワンストップサービスによるEVインフラ・ソリューション、V2X・マルチ充電システム等を活用した電力系統安定化ソリューション、自動検針・共同検針等の総合メータリング・ソリューション、BEMS/FEMS等による各種ZEBソリューションなど、お客さまのGXへの取り組みを下支えする製品・サービスを提供してまいります。



■人財育成センターの設立

当社は、ヒトの持つ知識や能力を資源（＝人材）ではなく資本（＝人財）と捉え、「ひとづくり」の育成投資により、その人財価値を高めて最大限に引き出すことが、会社の成長の原動力と考えております。

2023年6月末に設立する予定の人財育成センターは、全社の「ひとづくり」をリードし、「社員の成長意欲の向上」と「業界トップの人財を育てる」ことを通して、当社の人財価値を向上させることが役割となります。



■品質管理体制の強化

当社は、品質の内部統制強化を目的に、品質領域の担当役員としてCQO（Chief Quality Officer）を2022年6月に設置しました。併せて、各事業本部に品質管理担当者を設置し、マネジメントレビューの月例実施を行うなど、工程内不具合の撲滅に取り組んでおります。

また、より一層の製品品質向上に向け、以下の取り組みを推進しています。

[再発不具合の発生防止]

再発防止の仕組みの手順書への確実な反映、手順書の周知、3現主義（現場・現物・現実）の意識付けのため、品質パトロールによる実地確認、対策の実効性確認を行います。

[3Hに起因する不具合の発生防止]

3H「初めて、変更、久しぶり」の意識付け、変更点の確実な抽出のため、3H定義表による教育、3Hチェックシートの有効活用を行います。

[設計検討不足による不具合の発生防止]

設計不具合改善ワーキングにて設計フローの整備・周知を行ったことによる効果が出てきており、これを継続するとともに、「Quick DR」手法による活動により、更なる改善を進めます。

[不具合解決期間の短縮]

原因究明に時間を要しているケースに対して、設計業務の改善を進めるとともに、原因究明と再発防止の検討に長けた人材を育成します。

[不適切検査の再発防止対策の定着化]

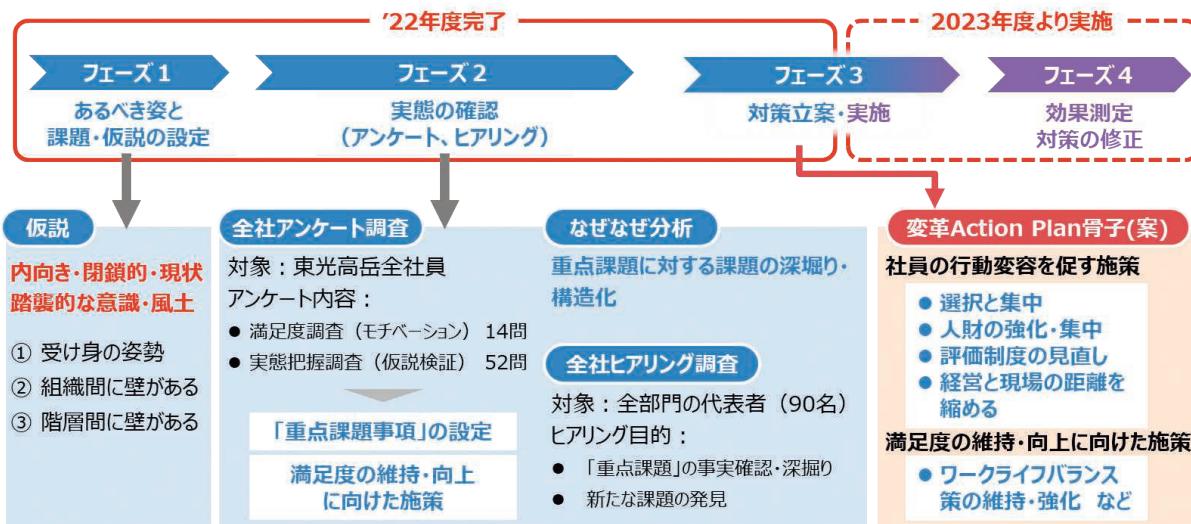
経営層によるメッセージの発信、職場ミーティング・フリーボード活用による再発防止策の定着確認を継続して実施するとともに、8.23Q-u p※の日を中心に周知徹底・定着確認を行います。

※ 一昨年の不適切事案が発生した日付に、毎年再発防止への意識をあらためて全社員で確認する

■経営改革タスクフォース

当社は、2021年に発生したガス絶縁開閉装置と自動開閉器用遠方制御器の不適切事案を受け、2021年10月29日に公表した再発防止策として、全社をあげて「QMS（品質マネジメントシステム）」、「人財育成」、「コミュニケーション」、「意識・風土」の4つの面から改革を進めております。

「安全・品質が強み」、「顧客志向で常に挑戦し続ける」会社へ再生するための抜本的な改革を実行するため、2022年4月より社長を責任者とする「経営改革タスクフォース」委員会を設置し、2022年度は対策の骨子作成までを実施しました。2023年度は対策の実行と効果測定、対策の修正を行い、以降もPDCA+OODAの組み合わせにより、お客さまから信頼される企業となるべく、変革を続けてまいります。



(5) 財産及び損益の状況

	第 8 期 2020年 3 月 期	第 9 期 2021年 3 月 期	第 10 期 2022年 3 月 期	第 11 期 (当連結会計年度) 2023年 3 月 期
売上高 (百万円)	93,341	91,939	91,936	97,752
経常利益 (百万円)	2,253	3,402	4,172	4,704
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	843	1,408	3,279	2,919
1株当たり当期純利益 (円)	52.28	87.29	203.17	180.78
総資産 (百万円)	100,592	101,015	100,242	106,322

(注) 第10期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

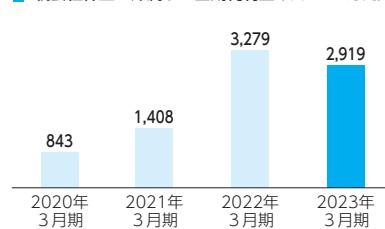
■ 売上高 (単位: 百万円)



■ 経常利益 (単位: 百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
タカオカエンジニアリング株式会社	310百万円	100.0%	電気工事・電気通信工事施工
タカオカ化成工業株式会社	50百万円	100.0%	高分子応用電気製品・部品の製造販売
東光器材株式会社	10百万円	100.0%	電気機器類の製造修理
ワットラインサービス株式会社	30百万円	100.0%	運送、物流管理、特高変成器・電力メーター設置工事
蘇州東光優技電気有限公司	5,520千米ドル	74.3%	各種変成器の製造販売
東光東芝メーターシステムズ株式会社	100百万円	51.0%	計器の開発及び製造販売
株式会社ミントウェブ	50百万円	100.0%	シンクライアントシステムの製造販売、コンピュータソフトウェアの開発受託

(注) 連結子会社は上記の7社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 事 業 内 容
電 力 機 器 事 業	変圧器、開閉装置、開閉器、監視制御システム、配電用制御機器、セキュリティ監視・制御装置、伝送システム機器等の製造販売、電気設備工事、空調設備工事の請負等
計 量 事 業	変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等
G Xソリューション事業	エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、組込みソフトウェア、シンククライアントシステム等の製造販売、スマートグリッド事業、PPP/PFI事業等
光応用検査機器事業	三次元検査装置等の製造販売
その他の事業	賃貸ビル等の不動産賃貸等

(8) 主要な拠点等

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
支 社	東北 (宮城県仙台市) 中部 (愛知県名古屋市) 関西 (大阪府大阪市) 九州 (福岡県福岡市)
営 業 所	北関東 (栃木県小山市) 横浜 (神奈川県横浜市) 新潟 (新潟県新潟市) 埼玉 (埼玉県蓮田市) 北海道 (北海道札幌市) 中国 (広島県広島市) 四国 (香川県高松市)
事 業 所	小山 (栃木県小山市) 蓮田 (埼玉県蓮田市) 上野 (東京都台東区) 浜松 (静岡県浜松市) 名古屋 (愛知県あま市)
海外駐在員事務所	フィリピン駐在員事務所 (フィリピン共和国 マニラ首都圏 マカティ市) ハノイ駐在員事務所 (ベトナム社会主義共和国 ハノイ市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
タカオカエンジニアリング株式会社	東京都千代田区
タカオカ化成工業株式会社	愛知県あま市
東光器材株式会社	埼玉県蓮田市
ワットラインサービス株式会社	埼玉県蓮田市
蘇州東光優技電気有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市
東光東芝メーターシステムズ株式会社	埼玉県蓮田市
株式会社ミントウェーブ	東京都新宿区

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,536名	56名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	580百万円
株式会社みずほ銀行	529百万円
株式会社りそな銀行	324百万円
株式会社三菱UFJ銀行	205百万円
三井住友信託銀行株式会社	158百万円
株式会社常陽銀行	154百万円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,216,041株
(自己株式60,264株を除く。)
- (3) 株主数 13,907名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東京電力パワーグリッド株式会社	5,671,260株	34.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,519,000株	9.36%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	566,600株	3.49%
東光高岳従業員持株会	299,064株	1.84%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	252,044株	1.55%
大樹生命保険株式会社	209,700株	1.29%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS CLIENTS ASSETS	204,100株	1.25%
明治安田生命保険相互会社	200,000株	1.23%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON	147,700株	0.91%
東光高岳中部地区協力会社持株会	124,963株	0.77%

(注) 持株比率は、自己株式 (60,264株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社では、3. 会社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等⑤非金銭報酬等の内容の通り、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT = Board Benefit Trust)」(以下、「同制度」という。)を導入しております。

同制度に基づき、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	5,600株	1名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	一ノ瀬 貴 士	CKO (改革・カイゼン領域) 東光東芝メーターシステムズ株式会社 代表取締役会長
取締役常務執行役員	若 山 達 也	CHRO(人財・基盤領域) 生産拠点再編、内部監査部、法務部、総務部、 労務人事部 担当
取締役常務執行役員	水 本 州 彦	CTO(技術領域)、CQO(品質領域) サプライチェーン改革、品質統括部、資材統 括部 担当
取 締 役	金 子 禎 則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長
取 締 役	武 谷 典 昭	東電設計株式会社 取締役会長
取 締 役	三 島 康 博	
取 締 役	植 村 明	
取締役 (常勤監査等委員)	黒 澤 義 則	
取締役 (監査等委員)	高 田 裕 一 郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	和 田 希 志 子	ふじ合同法律事務所弁護士 株式会社サンドラッグ 社外監査役

- (注) 1.取締役 金子禎則、武谷典昭、三島康博、植村明、高田裕一郎及び和田希志子の6氏は、社外取締役であります。
2.当社と東京電力パワーグリッド株式会社との間には電力設備・機器販売等の取引関係があります。
3.当社と東電設計株式会社、芝浦メカトロニクス株式会社、ふじ合同法律事務所及び株式会社サンドラッグの間には特別な関係はありません。
4.当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5.当社は、業務執行取締役からの情報収集、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、黒澤義則氏を常勤監査等委員として選定しております。

6. 監査等委員 高田裕一郎氏は、長きにわたり大手金融機関（株式会社三井住友銀行）に在籍した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 藤井威徳及び亀山晴信の両氏は2022年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 監査等委員である社外取締役の員数が法定の員数を欠くこととなる事態に備えて2022年6月29日開催の第10回定時株主総会にて、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として、武谷典昭氏を選任しております。
9. 取締役 三島康博、植村明、高田裕一郎及び和田希志子の4氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。また、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約では、被保険者が私的な利益・便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は被保険者が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等を免責としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬については、業績連動報酬以外の報酬である金銭固定報酬と業績連動報酬である金銭変動報酬、株式報酬の3つより構成されております。

各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎に基準報酬額を定めており、この基準報酬額の約70%を最低保証額として金銭固定報酬としております。

各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）のいずれにおいても、報酬構成割合は、金銭固定報酬60%：金銭変動報酬30%：株式報酬10%を目安とします。なお、構成割合は業績等の状況に応じて変動いたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については金銭固定報酬としており、職責に応じて決定しております。

当社は、代表取締役（複数の場合は1名を選定）及び独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の算定方法等の見直しに当たっては、予め指名・報酬委員会にて論議のうえ、取締役会による決定の際に指名・報酬委員会の意見を判断の要素としております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第8回定時株主総会（2020年6月29日開催）において、年額180百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役4名）となります。また、上記報酬額とは別枠で、第9回定時株主総会（2021年6月28日開催）において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」（以下「同制度」という。）について、報酬等の額を2020年4月に開始した事業年度から3事業年度毎に65百万円、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を10,000ポイント、各対象期間（3事業年度）に信託が取得する当社株式数の上限を30,000株として決議されております。同定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名となります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、第8回定時株主総会において、年額78百万円以内と決議されております。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の配分については、株主総会で決議された報酬年額以内で、取締役会の決議により、一ノ瀬貴士氏にその決定権限を委任しております。同配分を決定した日における同氏の地位及び担当は以下の通りであります。

地位：代表取締役社長

担当：CKO（改革・カイゼン領域）

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、同氏に同権限を委任しております。

同権限が同氏によって適切に行使されるように、同配分について同氏より指名・報酬委員会に対して、報酬総額（最大値）の算定結果の報告を行うとともに、各個人の業績評価、配分額について指名・報酬委員会の諮問を受けた上で決定しております。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬について、基準報酬額の金銭固定報酬以外の約30%の変動部分を業績連動報酬である金銭変動報酬とし、各事業年度における計画の着実な達成、収益の拡大といった短期インセンティブとなることを目的として、全社業績及び個人業績の結果に応じて増減させる仕組みとしております。

上記目的の達成のため、全社業績部分については、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選定しており、当初計画及び前年度に対する業績指標の増減に応じて算出しております。

個人業績部分については、取締役各個人が設定した業績目標に対する業績評価に基づき算出しております。

また、金銭変動報酬以外の業績連動報酬として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入しており、その内容については⑤非金銭報酬等の内容に記載の通りであります。

当事業年度における業績連動報酬等に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は以下の通りであります。

連結売上高：97,752百万円

連結営業利益：4,847百万円

親会社株主に帰属する当期純利益：2,919百万円

⑤非金銭報酬等の内容

株式報酬については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「同制度」という。）を導入しております。

同制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、同制度に基づき設定されている信託を「同信託」という。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が同信託を通じて給付される制度であります。

各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位（役付取締役、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）、対前年比業績指標により算出される係数により定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

業績指標については連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選定しており、毎年の付与ポイントが増減することにより、収益の拡大といった短期のインセンティブと、株価上昇を目指す中長期のインセンティブとなることを目的とした制度であります。

当事業年度における同制度に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は④業績連動報酬等に関する事項に記載の通りであります。

当事業年度中に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付した株式の数は2。会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載の通りであります。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付予定の株式の数は、株主総会参考書類 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件に記載の通りであります。

⑥取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭固定報酬	業績連動報酬等		
			金銭変動報酬	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	114百万円 (26百万円)	77百万円 (26百万円)	28百万円 (一)	8百万円 (一)	9人 (5人)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	31百万円 (12百万円)	31百万円 (12百万円)	—	—	4人 (3人)

（注）報酬等の種類別の総額のうち非金銭報酬等については、業績連動型株式報酬制度による当事業年度の費用計上額であります。

（4）社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	金子 禎則	当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	武谷 典昭	<p>2022年6月29日付で監査等委員である取締役を退任し、同日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しております。当期に開催された取締役会14回全てに出席しており、また、監査等委員である取締役在任中に開催された監査等委員会2回全てに出席しております。東電設計株式会社の取締役会長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験のほか、東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員、同社の経理部長を歴任した経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役	三島 康博	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、海外における事業展開も含めた製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席しており、役員 の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>生産性向上と品質改善に向けた取り組みであるカイゼン活動の指導会にも出席しており、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役	植村 明	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席しており、役員 の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 裕一郎	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会12回全てに出席しております。さくら情報システム株式会社の代表取締役会長を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験・幅広い知見等を有し、また、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営や財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。また、当期に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	和田 希志子	<p>2022年6月29日付で監査等委員である取締役に就任し、それ以降に開催された取締役会12回全てに出席し、また、就任以降に開催された監査等委員会10回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験・法律に関する幅広い知見等を有し、また、東芝プラントシステム株式会社の取締役を歴任するなど、企業経営者としての経験と豊富な知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、コンプライアンスに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>2022年6月29日付で指名・報酬委員に就任し、それ以降に開催された指名・報酬委員会7回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>監査等委員である取締役への就任以降に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング3回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>

(注) 当事業年度中に当社の変成器類の一部製品における不適切事案が判明しました。社外取締役の各氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、リスク対策本部が行った事実確認調査やお客さま対応に関する適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質・コンプライアンス面におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

49百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、過年度の会計監査人の職務遂行状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査等委員会が判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案するものとします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「東光高岳グループ企業行動憲章」を定める。取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また「企業倫理・コンプライアンス規程」及び「企業倫理委員会」により、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 取締役会は、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
- (3) 取締役会の機能を補佐し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常勤の取締役を中心に構成する経営会議を設置する。経営会議は原則として毎週1回、または必要に応じて開催し、経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る取締役会議事録や稟議書等の保存及び管理については、法令及び社内規程に従い文書または電子媒体に記録・保存し、適切に管理する。
- (2) 取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業全般に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握・評価し、重大な損失の発生防止に努める。また「リスク管理規程」により、グループ全体のリスク管理に適切に対応する。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。

- (3) リスク管理体制の有効性については、内部監査部が定期的にまた必要に応じて監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、効率的な業務運営のために、経営上の重要事項について取締役会その他経営会議において適宜審議・決定する。
- (2) 取締役会その他経営会議において審議・決定された経営上の重要事項については、その進捗状況等について経営会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- (3) 経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において各執行役員の業務分担を決定する。
- (4) 職制及び業務分掌等を定めた「組織規程」により、業務の執行を組織的かつ効率的に実施する。

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、全ての従業員が「東光高岳グループ企業行動憲章」を遵守するよう、その徹底と定着を図る。
- (2) コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため内部通報に関する社内規程を整備し、適正に運用する。法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、迅速かつ適切に対応する。
- (3) 業務の適正を確保するため「内部監査部」を設置する。内部監査部は、定期的にまた必要に応じて従業員の職務執行状況について監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ必要な改善を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社の取締役及び従業員等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関する重要事項は、当社取締役会または経営会議において報告・審議を行うとともに、「グループ会社管理規程」により、グループ会社は業務執行について定期的に報告する。
- ロ. グループ会社のリスク管理に関する規程その他の体制
グループ大の「リスク管理規程」により、グループ会社のリスク管理に適切に対応する。また、グループ会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、当社の「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役とグループ会社取締役が意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握し、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

二. グループ会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「東光高岳グループ企業行動憲章」にグループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、グループ全体で業務の適正確保及びコンプライアンスへの取り組みを推進する。

(2) グループ会社の取締役及び従業員が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、当社の内部監査部は、グループ会社の業務が適正に執行されているかどうかについて、定期的または必要に応じて監査を実施する。

7. 監査等委員会を補助すべき従業員等に関する体制及びその従業員等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(1) 取締役は、監査等委員会を補助する従業員等を配置する。

(2) 上記（1）の監査等委員会を補助する従業員等は、監査等委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得る。

8. 監査等委員会を補助する従業員等に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補助する従業員等が取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を維持・継続できる体制を構築する。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、会社に重大な影響を与える問題については、直ちに監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会の求める事項について必要な報告を行う。

ロ. グループ会社の取締役及び従業員等が監査等委員会に報告するための体制

グループ会社の取締役及び従業員は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反または東光高岳グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、グループ大の「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、遅滞なく監査等委員会へ報告する。

10. 報告した者が当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告したことを理由に、不利益な取扱いを受けることのないよう、「企業倫理・コンプライアンス規程」及び「ジョブヘルプライン規程」により、通報者への保護・守秘義務等を確保する。

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要とする費用の前払や償還等、費用処理に係る手続きを定める。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員が取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員と定期的に意見の交換を行う体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査人が監査等委員会と連携を図るための環境を整える等、監査等委員会の監査の実効性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理コンプライアンス規程に基づき、企業倫理強化月間を設けることなどにより、企業行動憲章の徹底を図るとともに、企業倫理コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・取締役会に関する事項については、法令・定款のほか取締役会規則にて定める旨を定款により規定しており、当該取締役会規則にて決議事項・報告事項を明確に定めております。取締役会は、取締役会規則に則り重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行について監督しております。なお、当期については、14回の取締役会を開催しました。
- ・取締役会における重要な職務執行についての審議・決定を補佐及び取締役会決議事項に満たないもののうち重要な事項の審議を行うため、経営会議を設置しており、当期については経営会議を57回開催いたしました。
- ・取締役に対して、経営会議議題について、取締役会にて報告するとともに、取締役と会計監査人との連携の場を設けております。

- ・ジョブヘルプライン規程に基づき設置した企業倫理相談窓口にて従業員から受け付けた相談については、通報者が不利な取り扱いを受けないことも含め、適切に対応しております。
- ・内部監査部は内部監査計画や監査結果について経営会議に報告をしております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書については、取締役会規則、稟議規程、文書管理規程等に従い作成・保存することで適切に管理しております。
- ・当該重要文書については、文書管理部門が役員の求めに応じて適宜閲覧に供せる状態を確保しております。

3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- ・経営上重要なリスクに関しては、リスク管理委員会にて審議した内容を経営会議に報告しております。認識されたリスクに関しては、それぞれのリスクについて管轄する部門の計画に反映して管理することで重大な損失の発生防止に努めております。

また、万一経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事象が発生した場合は、その影響を最小限とするようリスク管理委員会において迅速かつ的確に対応いたします。

なお、当期に判明した変成器類の一部製品における不適切事案については、判明後速やかにリスク対策本部を立ち上げ、当該事案の過去に遡っての事実確認調査、お客さま対応、社外公表、真因究明、再発防止策の立案に向けた準備を進めるなど、影響を最小化するべく適切に対応いたしました。当該事案への対応に関し、業務執行取締役及び常勤監査等委員はリスク対策本部及び経営会議にて事前に協議を行い、その協議の結果を取締役会等に報告するにあたり、社外取締役に対しては事前に説明を行うなど円滑な情報提供を実施しました。取締役会等では、リスク対策本部及び経営会議にて協議された当該事案への対応の適正性、妥当性に関する意見が各取締役から表明され、その意見を踏まえ対応の見直しが行われるなど、取締役の監視・監督機能が十分かつ適正に発揮されました。

また、銅素材など原材料価格の値上がりや、半導体不足による関連部品の調達リスクに対しては、所管部門等より随時報告を受け影響を最小化するべく適切に対処しました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則、経営会議規程、職務権限規程により、決議・協議すべき事項を定めており、効率的な業務運営を行っております。
- ・重要決定事項の進捗報告については、原則として毎月1回開催される取締役会にて、業務執行状況の報告を行うとともに、取締役会・経営会議にて、指示・意見のあったものについては、実施時期等含めて適切に管理しております。

- ・経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員及び重要な使用人については取締役会にて各々に対する委嘱事務を決議し、職務権限規程により、その権限を明確化することで迅速に業務を執行しております。
- ・組織体制が中期経営計画の達成と効率的な業務執行につながるかについて常に検証し、必要に応じて、体制の見直しを柔軟に行っております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程により、グループ会社における重要事項の決定にあたって、事前に当社と協議すべき事項及び報告すべき事項を定めており、当期については、20件の事前協議事項等を取締役会または経営会議で決議・報告しております。
また、当社が株式を直接保有する子会社については、取締役・監査役をそれぞれ1名以上派遣しており、子会社の業務執行等について監視監督しております。
なお、持分法適用関連会社であるApplied Technical Systems Joint Stock Companyの経営状況・事業上のリスク管理を適切に実施し、経営環境の変化に合わせ同社の事業計画を見直した結果、のれん未償却残高のうち回収が見込まれないと判断した部分について当期において減損処理を行いました。
- ・中期経営計画のヒアリングやグループ会社からの月次報告等を通して、グループ会社の経営状況及び課題を認識し、適切に対応しております。

6. 監査等委員会の機能発揮に関する体制

- ・監査等委員会に関する業務等を補助する要員を置いております。
- ・重大な法令定款違反については、リスク・危機に関わる情報伝達マニュアルにより、遅滞なく監査等委員会へ報告しております。
- ・監査等委員会は、取締役及び従業員より、その他監査等委員会監査に必要な情報の提供を適宜受けております。
- ・監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員と定期的に意見交換を行っております。
- ・監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、監査計画及び監査の結果について、取締役会にて報告しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は当該報告を受けて、監査等委員会監査に必要な協力を行っております。

計算書類等

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	65,780	流動負債	29,015
現金及び預金	10,659	支払手形及び買掛金	15,992
受取手形	470	電子記録債権	65
電子記録債権	2,016	短期借入金	1,990
売掛金	22,312	未払金	2,844
契約資産	3,241	未払費用	2,177
商品及び製品	2,508	未払法人税等	1,125
仕掛品	15,419	契約負債	2,346
原材料及び貯蔵品	7,304	賞与引当金	2,067
その他	1,851	その	406
貸倒引当金	△4	固定負債	18,847
固定資産	40,542	長期借入金	1,300
有形固定資産	34,742	長期預り金	727
建物及び構築物	11,012	繰延税金負債	1,175
機械装置及び運搬具	2,184	修繕引当金	1,302
工具、器具及び備品	725	環境対策引当金	171
土地	20,490	製品保証引当金	1,314
建設仮勘定	330	役員株式給付引当金	122
無形固定資産	1,971	退職給付に係る負債	12,710
ソフトウェア	564	その	23
ソフトウェア仮勘定	97	負債合計	47,862
その他	1,309	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,828	株主資本	53,275
投資有価証券	1,614	資本金	8,000
長期貸付金	36	資本剰余金	7,408
繰延税金資産	598	利益剰余金	38,063
退職給付に係る資産	746	自己株	△195
その他	832	その他の包括利益累計額	509
資産合計	106,322	その他有価証券評価差額金	185
		繰延ヘッジ損益	35
		為替換算調整勘定	397
		退職給付に係る調整累計額	△108
		非支配株主持分	4,675
		純資産合計	58,460
		負債及び純資産合計	106,322

連結損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		97,752
売上原価		76,202
販売費及び一般管理費		21,550
営業外収益		16,702
営業外費用		4,847
受取利息	2	
受取配当金	33	
設備賃借料	72	
電力販売収益	53	
為替差益	93	
その他	89	344
営業外費用		
支払利息	29	
電力販売費用	28	
持分法による投資損失	369	
その他	61	487
経常利益		4,704
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	34	42
特別損失		
固定資産廃棄損	38	
事務所移転費用	11	
投資有価証券評価損	1	
関係会社出資金評価損	26	
支払補償金	257	335
税金等調整前当期純利益		4,411
法人税、住民税及び事業税	1,343	
法人税等調整額	△407	935
当期純利益		3,476
非支配株主に帰属する当期純利益		556
親会社株主に帰属する当期純利益		2,919

連結株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,000	7,408	36,035	△216	51,226
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△891		△891
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,919		2,919
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分				21	21
自 己 株 式 処 分 差 益					-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,027	20	2,048
当 期 末 残 高	8,000	7,408	38,063	△195	53,275

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	161	42	168	△146	226	4,105	55,558
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△891
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,919
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							21
自 己 株 式 処 分 差 益							-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	23	△7	229	37	283	570	853
当 期 変 動 額 合 計	23	△7	229	37	283	570	2,902
当 期 末 残 高	185	35	397	△108	509	4,675	58,460

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

タカオカエンジニアリング(株)、タカオカ化成工業(株)、東光器材(株)、ワットラインサー
ビス(株)、蘇州東光優技電気有限公司、東光東芝メーターシステムズ(株)、(株)ミントウェ
ーブ

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

高岳電設(株)、東光高岳コリア(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見
合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響
を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

持分法を適用した関連会社の数 1社

Applied Technical Systems Joint Stock Company

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

高岳電設(株)、東光高岳コリア(株)

(関連会社)

撫順高岳開閉器有限公司、他2社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用しているApplied Technical Systems Joint Stock Companyの事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

(4) のれん相当額の処理

Applied Technical Systems Joint Stock Companyにおいて持分法適用の結果生じたのれん相当額については、10年以内の定額法により償却を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州東光優技電気有限公司の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）のほか、製品・仕掛品の受注生産によるものは個別法を主に採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社については主として定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
金銭債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金
販売した製品のアフターサービス及び無償補修費用に充てるため、個別見積りに基づいて補修費用等の見込額を計上しております。

- ④ 修繕引当金
賃貸ビルにおける将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積った修繕額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ⑤ 環境対策引当金
保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。
- ⑥ 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品本体と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、原則として発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

投資有価証券

・見積りの内容

投資有価証券には、持分法適用関連会社であるApplied Technical Systems Joint Stock Companyへの投資に伴うのれん相当額が含まれております。当該のれん相当額は、当該持分法適用関連会社の過去の業績及び直近の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積ることによって超過収益力を評価し、減損処理の可否を検討しております。

・科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額（百万円）※
投資有価証券	538

※投資有価証券の連結貸借対照表計上額1,614百万円のうち、Applied Technical Systems Joint Stock Companyへの投資に伴うのれん相当額の金額を記載しております。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該見積りは、経営環境や市場環境の変化の影響を受ける可能性があり、業績動向が著しく低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、所在国の電力開発計画のほか、市場成長率、売上構成及び利益率といった仮定を用いております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	72百万円
土地	260百万円
計	332百万円

上記は、工場財団根抵当権（極度額1百万円）に対する担保提供であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

52,672百万円

3. 偶発債務

当社は、変成器類（計器用変圧変流器、計器用変圧器、変流器）における一部製品について、形式試験成績書の作出、原産地表示及び出荷試験成績書の作出について不適切な問題が存することが判明しました。

当社は、2022年10月、変成器類に限らず全社レベルでの同様の品質不適切行為の有無の点検、事実調査・真因究明、これを踏まえた再発防止策の策定等を目的に、リスク対策本部を設置しました。現時点までのリスク対策本部による調査等の結果については、お客さま及び関係省庁等に対しその状況を報告し、今後の対応についての協議を開始しており、現時点において調査は継続中です。

調査等で判明している品質不適切事案における今後のお客さまとの協議や調査等の進捗次第では、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識に関する注記)に記載しております。

2. 持分法による投資損失

持分法適用関連会社であるApplied Technical Systems Joint Stock Companyへの投資に伴うのれん相当額について、ベトナム国内での経営環境の変化により、同社の事業計画を見直した結果、未償却残高のうち回収が見込まれない306百万円を減損損失として持分法による投資損失に含めて計上しております。

3. 関係会社出資金評価損

経営成績及び財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した関係会社出資金について評価損を計上いたしました。

4. 支払補償金

管轄裁判所において行っていた取引先との間の調停が2023年2月15日に成立したことから、当社が支払うこととなった補償金等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 16,276,305株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	405	25.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	486	30.00	2022年9月30日	2022年12月1日

(注) 1. 2022年6月29日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注) 2. 2022年10月28日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注) 3. 2022年10月28日開催の取締役会決議による1株当たり配当額には、設立10周年記念配当5.00円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	405	利益剰余金	25.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 2023年6月29日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信調査を行うことによりリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金等（長期）であり、一部の長期借入金については金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規定に従い行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 投資有価証券 (* 3)	479	479	—
(2) 長期貸付金	36	36	△0
(3) 長期借入金 (* 4)	(2,200)	(2,183)	16
(4) 長期預り金	(727)	(708)	18
(5) デリバティブ取引 (*5)	61	61	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「短期貸付金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(* 3) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	1,135

(* 4) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(* 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	479	—	—	479
デリバティブ取引				
通貨関連	—	61	—	61
資産計	479	61	—	540

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	36	—	36
資産計	—	36	—	36
長期借入金	—	2,183	—	2,183
長期預り金	—	708	—	708
負債計	—	2,892	—	2,892

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金には1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

長期預り金

長期預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,900	12,500

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

(百万円)

	電力機器事業	計量事業	GXソリューション事業	光応用検査機器事業	その他(注1)	合計
顧客との契約から生じる収益	56,944	27,953	7,711	4,150	—	96,760
その他の収益(注2)	—	—	—	—	992	992

(注1) その他の区分に含まれる事業は、不動産賃貸事業であります。

(注2) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、シンククライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行わ

れた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、原則として発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定は、顧客と約束した製品又はサービスと交換に権利を得ると見込まれる対価で測定しております。また、取引の対価は、支払条件に基づき、履行義務の充足後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する有償支給取引において、当社グループが得意先から受ける取引については、得意先への売り戻し時に、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。また、当社グループが得意先に対して行う取引については、支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、金融取引として期末棚卸高について「有償支給に係る負債」を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に発電所や変電所向けの受変電設備に係る販売契約について、期末日時点で完了しているが未請求である製品販売に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、履行義務の充足後に請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は、主に発電所や変電所向けの受変電設備に係る販売契約や一定の期間に渡ってサービスを提供する定期保守メンテナンス契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,093百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、一定の期間に渡ってサービスを提供する定期保守メンテナンス契約に係る履行義務の充足から生じる収益は、収益認識適用指針19項に従って認識しているため注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価額は、当連結会計年度末時点で4,989百万円であります。当該履行義務は、主に発電所や変電所向けの受変電設備の販売契約に関するものであり、履行義務の充足につれて2023年度から2024年度に渡って収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,329円49銭
2. 1株当たり当期純利益	180円78銭

(注) 株式給付信託(B B T)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末61,900株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度65,283株)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示の単位

百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,460	流動負債	26,403
現金及び預金	4,749	電 子 記 録 債 務	17
受 取 手 形	197	買 入 掛 金	9,061
電 子 記 録 債 権	1,522	短 期 借 入	8,790
売 掛 金	16,642	未 払 金	1,671
契 約 資 産	749	未 払 費 用	1,467
商 品 及 び 製 品	1,656	未 払 法 人 税 等	918
仕 掛 品	13,367	未 払 消 費 税 等	773
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,104	未 契 約 負 債	2,088
前 払 費 用	63	預 賞 与 引 当 金	132
短 期 貸 付 金	1,431	そ の 他	1,480
そ の 他 金	980	固 定 負 債	15,959
貸 倒 引 当 金	△4	長 期 借 入 金	1,300
固定資産	42,979	長 期 預 り 債 金	727
有形固定資産	32,722	繰 延 税 金 負 債	1,200
建 築 物	9,274	修 繕 引 当 金	1,302
構 築 物	759	退 職 給 付 引 当 金	10,362
機 械 及 び 装 置	1,546	環 境 対 策 引 当 金	171
車 両 運 搬 具	35	製 品 保 証 引 当 金	751
工 具、器 具 及 び 備 品	469	役 員 株 式 給 付 引 当 金	122
土 地	20,411	そ の 他	21
建 設 仮 勘 定	225	負 債 合 計	42,363
無形固定資産	1,768	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	399	株 主 資 本	47,892
借 地 権	1,302	資 本 金	8,000
そ の 他	67	資 本 剰 余 金	19,204
投資その他の資産	8,488	資 本 準 備 金	2,000
投 資 有 価 証 券	563	そ の 他 資 本 剰 余 金	17,204
関 係 会 社 株 式	6,195	利 益 剰 余 金	20,883
関 係 会 社 出 資 金	526	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,883
長 期 貸 付 金	36	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,762
前 払 年 金 費 用	473	繰 越 利 益 剰 余 金	18,121
そ の 他	692	自 己 株 式	△195
資 産 合 計	90,440	評 価 ・ 換 算 差 額 等	185
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	185
		純 資 産 合 計	48,077
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	90,440

損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		71,290
売上原価		55,437
売上総利益		15,853
販売費及び一般管理費		12,335
営業利益		3,518
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	204	
設備賃貸料	56	
電力販売収益	53	
その他の	129	
営業外費用		443
支払利息	67	
電力販売費用	28	
寄付金	8	
その他	41	
経常利益		145
特別利益		3,816
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	34	
特別損失		34
固定資産廃棄損	30	
事務所移転費用	11	
投資有価証券評価損	1	
関係会社出資金評価損	26	
支払補償金	257	
税引前当期純利益		326
法人税、住民税及び事業税	1,108	
法人税等調整額	△73	
当期純利益		3,523
		1,035
		2,488

株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	8,000	2,000	17,204	19,204	2,829	16,457	19,287
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△891	△891
固定資産圧縮積立金の取崩					△67	67	—
当 期 純 利 益						2,488	2,488
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
自 己 株 式 処 分 差 益							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△67	1,663	1,596
当 期 末 残 高	8,000	2,000	17,204	19,204	2,762	18,121	20,883

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△216	46,274	161	161	46,436
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△891			△891
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		2,488			2,488
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
自 己 株 式 の 処 分	21	21			21
自 己 株 式 処 分 差 益		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			23	23	23
当 期 変 動 額 合 計	20	1,617	23	23	1,640
当 期 末 残 高	△195	47,892	185	185	48,077

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）のほか、製品・仕掛品の受注生産によるものは個別法を主に採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス及び無償補修費用に充てるため、個別見積に基づいて補修費用等の見込額を計上しております。

(4) 修繕引当金

賃貸ビルにおける将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積った修繕額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。年金資産の額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超える場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 環境対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

(7) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品本体と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式

・見積りの内容

関係会社株式には、関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Companyの超過収益力を含む株式が含まれております。当該関連会社の直近の計算書類を基礎とした1株あたり純資産額に保有株式数を乗じて算定した金額に、投資時に認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、実質価額が取得価額の50%程度を下回る場合には、将来の事業計画に基づき純資産額の回復可能性を見積もった上で減損処理の要否を検討しております。

なお、超過収益力については、当該関連会社の業績等を把握するとともに事業計画と実績との比較分析を実施すること等により、当該超過収益力の毀損の有無を確認しております。

・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円) ※
関係会社株式	1,120

※関係会社株式の貸借対照表計上額6,195百万円のうち、関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Companyの株式の金額を記載しております。なお、当該株式の金額には超過収益力が含まれております。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該見積りは、経営環境や市場環境の変化の影響を受ける可能性があり、業績動向が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来の事業計画に基づく実質価額の見積りにおいて、所在国の電力開発計画のほか、市場成長率、売上構成及び利益率といった仮定を用いております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	72百万円
土地	260百万円
計	332百万円

上記は、工場財団根抵当権（極度額1百万円）に対する担保提供であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

45,804百万円

3. 偶発債務

- (1) 当社は、変成器類（計器用変圧変流器、計器用変圧器、変流器）における一部製品について、形式試験成績書の作出、原産地表示及び出荷試験成績書の作出について不適切な問題が存することが判明しました。

当社は、2022年10月、変成器類に限らず全社レベルでの同様の品質不適切行為の有無の点検、事実調査・真因究明、これを踏まえた再発防止策の策定等を目的に、リスク対策本部を設置しました。現時点までのリスク対策本部による調査等の結果については、お客さま及び関係省庁等に対しその状況を報告し、今後の対応についての協議を開始しており、現時点において調査は継続中です。

調査等で判明している品質不適切事案における今後のお客さまとの協議や調査等の進捗次第では、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当事業年度の計算書類には反映しておりません。

- (2) 子会社の銀行取引に対する保証

475百万円

当社の連結子会社であるタカオカエンジニアリング株式会社の銀行取引に対し保証しております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	6,651百万円
関係会社に対する長期金銭債権	36百万円
関係会社に対する短期金銭債務	7,992百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高

31,863百万円

仕入高

5,344百万円

営業取引以外の取引高

248百万円

2. 関係会社出資金評価損

経営成績及び財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した関係会社出資金について評価損を計上いたしました。

3. 支払補償金

管轄裁判所において行っていた取引先との間の調停が2023年2月15日に成立したことに
より、当社が支払うこととなった補償金等であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

122,164株

(注)「株式給付信託 (BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式
61,900株が、上記自己株式に含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	3,173百万円
賞与引当金	453百万円
修繕引当金	398百万円
関係会社株式評価損	276百万円
製品保証引当金	230百万円
棚卸資産評価損	148百万円
減損損失	135百万円
未払社会保険料	73百万円
時価評価に伴う評価差額	68百万円
未払事業税	65百万円
棚卸資産廃棄損	61百万円
環境対策引当金	52百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	5,279百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△388百万円
評価性引当額小計	△388百万円
繰延税金資産合計	4,890百万円
繰延税金負債	
時価評価に伴う評価差額	4,644百万円
固定資産圧縮積立金	1,219百万円
前払年金費用	145百万円
その他有価証券評価差額金	82百万円
繰延税金負債合計	6,091百万円
繰延税金負債純額	1,200百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	東京電力パワーグリ ッド株式会社	(被所有) 直接 35.2	当社製品の販売先及 び原材料の仕入先 役員の兼任等	電力機器、 計器等の販売 (注)	27,600	売掛金	4,581

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品の販売及び原材料の仕入については市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まず、科目の期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ワットラインサービ ス株式会社	(所有) 直接 100.0	当社製品の工事、輸 送、物流管理 役員の兼任等	資金の借入 (注)	100	短期借入金	1,200
子会社	東光東芝メーターシ ステムズ株式会社	(所有) 直接 51.0	当社製品の販売先 役員の兼任等	資金の借入 (注)	1,000	短期借入金	5,000
子会社	タカオカエンジニア リング株式会社	(所有) 直接 100.0	当社製品の工事 役員の兼任等	資金の貸付	670	短期貸付金	1,130

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社グループ内のCMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) に係る資金貸借取引であり、取引金額は純増減額を記載しております。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当社が買い戻す義務を負っている有償支給取引について、個別計算書類上、有償支給した原材料等の消滅を認識しております。また、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,976円16銭
2. 1 株当たり当期純利益	154円07銭

(注) 株式給付信託(B B T)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末61,900株)

また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。(当事業年度65,283株)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示の単位

百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社東光高岳

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松島 康治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東光高岳の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東光高岳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（連結貸借対照表に関する注記 3. 偶発債務）に記載されているとおり、変成器類（計器用変圧変流器、計器用変圧器、変流器）における一部製品について、形式試験成績書の作出、原産地表示及び出荷試験成績書の作出について不適切な問題が存在することが判明し、リスク対策本部による全社レベルでの調査が継続中である。当該品質不適切事案における今後の顧客との協議や調査等の進捗次第では、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社東光高岳
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松島 康治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東光高岳の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（貸借対照表に関する注記 3. 偶発債務）に記載されているとおり、変成器類（計器用変圧変流器、計器用変圧器、変流器）における一部製品について、形式試験成績書の作出、原産地表示及び出荷試験成績書の作出について不適切な問題が存在することが判明し、リスク対策本部による全社レベルでの調査が継続中である。当該品質不適切事案における今後の顧客との協議や調査等の進捗次第では、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当事業年度の計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、当社の変成器類の一部製品において不適切事案が判明しました。本件につきましては、監査等委員会及び取締役会等を通じて、当社を挙げて原因の究明及び再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続き、原因の究明及び再発防止策が着実に実行されるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社東光高岳 監査等委員会

常勤監査等委員	黒澤義則	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	高田裕一郎	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	和田希志子	Ⓔ

以上

第11回定時株主総会 会場ご案内図

会場 **学士会館会議室 (2階)** 東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 TEL 03-3292-5936



会場までのご案内

- 都営三田線 → 神保町駅 **A9出口** から徒歩1分
- 都営新宿線／東京メトロ半蔵門線 → 神保町駅 **A7出口** から徒歩3分
- 東京メトロ東西線 → 竹橋駅 **3a出口** から徒歩5分